

郡山市公共施設等総合管理計画



平成28年3月

郡山市

※本文中のデータは、特に記載のあるものを除き、2015年3月31日現在のものです。
※本文中の*（アスタリスク）の表記は、巻末資料に用語の説明があることを表しています。

（例）このような状況は、全国の自治体においても同様な状況にありますが、今後、これらの施設は、老朽化により一斉に更新*時期を迎えることとなります。

↓

巻末資料の用語説明「こ」の欄に用語説明あり

< 目 次 >

第1章 計画の目的等

1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 対象施設及び分類	2

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 公共施設等の現状	3
(1) 保有状況	3
(2) 老朽化の状況	9
(3) 耐震化の状況	14
(4) 利用状況	16
2. 人口の見通し	17
3. 財政状況	18
(1) 歳入の状況	18
(2) 歳出の状況	19
(3) 公共施設等に係る経費の状況	20
4. 公共施設等に係る経費の見込み	21
(1) 公共施設の更新等費用の推計	21
(2) インフラ施設の更新等費用の推計	22
(3) 公共施設等全体の更新等費用の推計	23

第3章 公共施設等マネジメントの基本方針

1. 計画期間	24
2. 取組体制の構築及び情報管理・共有方策	24
3. 現状や課題に関する基本認識	25
(1) 公共施設等の更新費用と財源の見込み	25
(2) 公共施設等マネジメントの目標値	28
4. 公共施設等マネジメントの実施方針	30
4-1 長寿命化による更新費用縮減のための実施方針	30
(1) 点検診断等の実施方針	30
(2) 長寿命化の実施方針	31
4-2 総量縮減等による更新費用縮減のための実施方針	32
(1) 維持管理・修繕・改修・更新等の実施方針	32
(2) 最適化の推進方針	34
(3) 地区の特性に配慮した実施方針	37

4-3	利用者の安全確保のための実施方針	38
	(1)安全確保の実施方針	38
	(2)耐震化の実施方針	39
4-4	実施体制構築方針	40
	(1)統合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	40

第4章 施設類型別マネジメント基本方針

1.	施設類型区分	41
2.	公共施設等のマネジメント基本方針	42
	2-1 公共施設のマネジメント基本方針	42
	2-2 インフラ施設のマネジメント基本方針	42
3.	施設類型別の現状・課題及び基本方針	43
	(1)公共施設	43
	(2)インフラ施設	58

第5章 公共施設等の有効活用

1.	公共施設等の有効活用	63
	(1)老朽化施設の有効活用	63
	(2)稼働率の低い施設や余剰スペースの有効活用	63
	(3)公平性・透明性の確保	63
2.	公共施設等の最適利用	64
	(1)国・県との連携	64
	(2)近隣自治体との連携	65

第6章 計画の進行管理

1.	フォローアップの実施方針	66
	(1)本計画及び個別計画の進捗管理	66
	(2)本計画及び個別計画の見直し	66
	(3)情報の公開と管理	66

巻末資料

1.	用語説明	68
2.	郡山市公共施設等総合管理計画策定検討委員会	72
	(1)委員名簿	72
	(2)委員会検討経過	72
3.	検討経過	73

第1章 計画の目的等

1. 計画の目的

郡山市が保有する学校・市営住宅等の公共施設*や上下水道・道路等のインフラ施設*（以下、「公共施設等*」という。）の多くは、高度経済成長や昭和40年から昭和50年代の急激な人口増加と都市化に伴い、市民ニーズに応える形で集中的に整備されてきました。このような状況は、全国の自治体においても同様な状況にありますが、今後、これらの施設は、老朽化により一斉に更新*時期を迎えることとなります。

老朽化した公共施設等*をこれまでと同じ考えで更新*していくと、行財政運営の大きな負担となり、一方、放置すれば平成24年12月に山梨県の中央道笹子トンネルで発生した天井板崩落事故のように、利用する市民の安全・安心に重大な影響を及ぼしかねない状況にあります。

このため、今後の公共施設等*の整備や更新、維持管理等については、施設の老朽化はもとより、人口減少、少子高齢化による施設利用形態の変化や厳しい財政状況を踏まえ、施設の点検・更新*・集約化*・多機能化*・長寿命化*等を効果的に、かつ計画的に行うことで財政負担の軽減・平準化*を図り、長期的視点で取組んでいく必要があります。

このことから、公共施設等*の効率的・効果的なマネジメント*を実施し、将来の時代を担う子供たちに、優良な資産を引き継ぎ、施設の質と量の最適化と、安全・安心で持続可能な維持管理*を実現するため、「郡山市公共施設等総合管理計画*」を策定します。

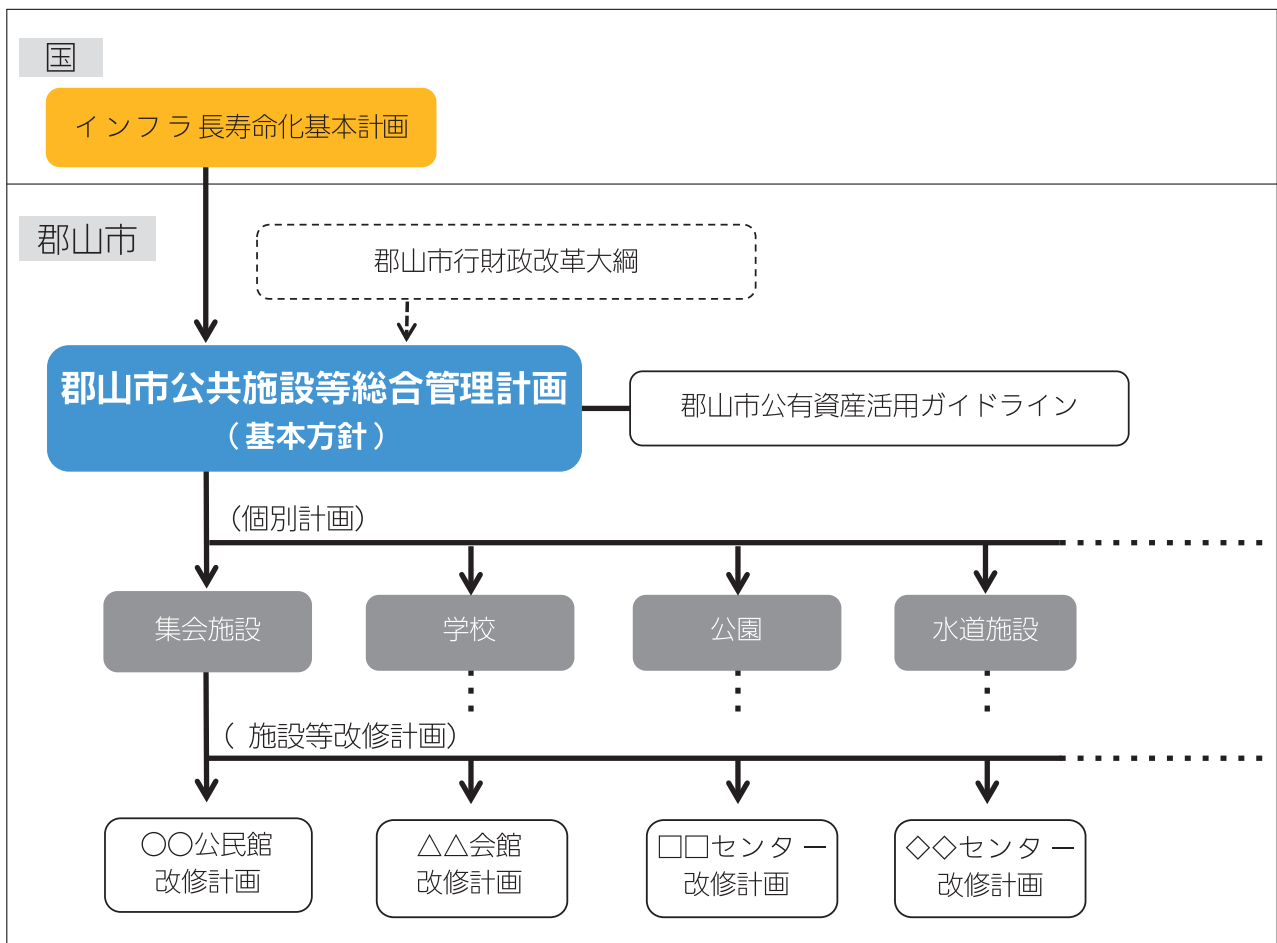


2. 計画の位置づけ

本計画は、「郡山市行財政改革大綱*（平成27～29年度）」を踏まえ、全庁横断的な公共施設等*マネジメント*に関する基本方針として定めるものです。具体的な方針については、今後、施設類型ごとの個別計画の中で検討していきます。

また、国の「インフラ長寿命化基本計画*」（平成25年11月25日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき策定します。

▼ 計画の体系



3. 対象施設及び分類

本計画では、本市が所有する全ての公共施設*及びインフラ施設*を対象とし、その分類は施設の用途で区分し、以下のとおりとします。

分類	施設類型	
公共施設	集会施設、歴史・シンボル施設、図書館、スポーツ施設、学校、保育所、庁舎等、防災施設、市営住宅、清掃関係施設、公衆便所等	16類型
インフラ施設	公園、水道施設、下水道施設、道路・橋梁	4類型